

令和2年5月 定例教育委員会 会議録 要旨

1 日 時

令和2年5月28日(木)

開会 午前9時30分 閉会 午前11時50分

2 場 所

市役所西館 大会議室

3 出席及び欠席委員

出席者 大野教育長 大庭委員 今村委員 飯盛委員 荒牧委員 白木原委員 吉田委員

欠席者 なし

4. 会議出席職員

山口教育部長 江頭学校教育担当部長 高塚教育総務課長 西村保育幼稚園課長 森永生涯学習課長 相原文化課長 西教育総務課副課長 松尾保育幼稚園課副課長 山下教育総務課庶務係長

5. 傍聴者 1名

6. 教育長の報告事項

- ・この5月の爽やかな季節でも、相変わらず新型コロナウイルス感染症に対しての不安の状況というのは続いている。小城市の場合は4月21日から23日間の臨時休校をしていた小・中学校が5月14日から再開、朝夕の登下校をする子どもたちの姿を見ると、やはり日常の光景が戻ってきたということで、とても新鮮でありがたく思っているところ。
- ・全国の中学校、高校の総合体育大会、甲子園、全国の吹奏楽、合唱大会、そして、先日は佐賀県の中学校総合体育大会も中止になるということで、最後の目標である大きな大会が中止になっている。スポーツ、文化の活動の大きな成果の発表の場が閉ざされてしまったということは、子どもたちのことを思ったらかける言葉もないという状況。子どもたちにはやはり経験がないからこそ、経験をさせたい。そういう意味で「2020 SSP杯」が6月から7月にかけて全国初ということで開催。県、県教委、高体連、高野連が一緒になってそういう場を設けていただくことは本当によかった。高校生にとっては、次は大学か社会人になるという、社会に飛び出ていくわけなので、大きな一つの節目だろうと思っている。
- ・県の中体連がなくなり地区大会をとということで今、小城、多久地区の中体連の関係者の皆さんは、もともとの県大会の日程の7月25日、26日のところで地区大会を開催する方向で調整を進めている。子どもたちにとっての一つの区切りの大会を地区大会ぐらいはということで話を進められている。教育委員会としても、多久市と小城市と教育委員会、バックアップをしながら、子どもたちの大会に向けて準備ができたかなと思っているところ。
- ・学校が再開して2週間たっているが、子どもによってはいろんなストレスを抱えているまま学校に来ている子どもたち、人間関係等に非常に苦慮している子どもたちもいるので、人間関係づくりからの観点を先生方にしっかり見ていただきたいと思っている。特に、一方的な教師主導の授業形態は、学び合うということがなかなかできない状況のときにどうやって集団づくりをするのか、今、学校で教育ができることについてしっかり向き合っていただきたいというふうに思っている。この難局を乗り越えることで子どもたちが成長して、生きる力を小・中学校を卒業するとき社会的自立の基礎を義務教育でつけられたらなと思っている。

- ・ 5月1日にコロナ関連予算で臨時議会が開催。
- ・ 5月5日、18回目の新型コロナウイルス感染症本部会議が開催。このときに5月14日からの学校再開を決定。
- ・ 5月7日、感染症の教育対策部会を巡り、第19回の対策本部会議。施設開放について、市内限定ということで5月31日までいくという決定をここでしている。
- ・ 5月8日、佐同協の臨時幹事会研修会
- ・ 5月11日、オールセーフ株式会社より、市内の幼稚園・保育園16園へマスク贈呈、2000枚。オールセーフ株式会社は岩松校区で荷造り・物流のベルトの製作等をされている会社。寄贈関係では、4月30日、地域婦人会から4小学校1年生414名と先生方に対して手作りのマスク贈呈。消毒用アルコールを、市内の事業組合より260リットル、小学校8校にいただいている。
- ・ 5月12日、課長副課長会議、第1回目の幼保ネットワーク会議を開催。今年は公立園5園、私立園13園ということで18園でのネットワークが開催
- ・ 5月13日、学校経営計画説明会開催。校長先生方一人一人の思い、考え方を説明。今回は市長も参加。東部事務所管内の定例教育長会開催。
- ・ 5月14日、この日から市立の小・中学校、公立幼稚園を再開。
- ・ 5月15日、C委員、D委員の辞令交付式。佐同協臨時幹事会研修会。第51回佐同協総会並びに研修会は中止。5月8日の臨時幹事会研修会とこの臨時幹事会研修会において署名、または代わる会議ということで議決。私が佐賀県の佐同協の会長を今年からすることになった。佐同協の行事は今年第50回の佐賀県人権同和教育研究大会の全体会が8月、分科会が神崎市、吉野ヶ里町、上峰町で10月に開催する予定であったが、全て令和3年度に延期となり、8月の全体会、10月の分科会は、今年はなし。学校教育、社会教育の部分について、私のほうから各理事の先生方、職員の方々をお願いしたのは、各現場で可能な限りの研修会を開いていたいて、人権同和教育が衰退をしないようにお願いをしていきたい。
- ・ 5月19日、定例校長会。小城市の社会人権・同和教育推進協議会役員会。小城市のほうでも8月の人権問題、講演会も中止。9月以降の人権ふれあいセミナーにつきましては、開催する方向で準備を進められているよう。1回目の映画は中止。2回目は決定していないが、研修会の開催については可能な分で開催をしていこうという話になりました。
- ・ 5月21日、コロナ関連議会説明会。学校教育の今後の対応と行事の中止を説明。授業の確保の問題、結果的には臨時休校で、13日間授業日が削られている。この13日間をどこに持っていかということで、小・中学校の校長先生方と協議をしながら進めて、夏休みに13日間を持ってくるとということで、夏休み期間が8月1日から8月23日ということで1学期の終業式を7月31日、2学期の始業式を8月24日からということでいきたいというふうに、この後協議をしたい。改めてこの13日を設けて、学校のほうでは教育課程を再編成していただきたいというふうに話をしている。主な学校行事については、1学期の水泳の授業はプールの授業については中止。プール開放についても中止。教育課程については、学校長が再編成をするが、市内小・中学校で情報を共有しながら、極力合わせられるところは合わせながら進めていきたい。
- ・ 生涯学習課では7月の市民体育大会の中止、10月の町民運動会の中止をこの議会説明会時に説明。町民運動会については、今年中止になると3年連続、今後、町民運動会の在り方については各町の意見を聞きながら、どういうふうな方向でいくのかをしっかりと話をしながら、進めていかなければならない。
- ・ 学校訪問は、東部教育事務所訪問については、結局、全て中止。現段階では、市教委訪問については中止をしない方向で今進めている。学校の状況、子どもたちの状況については把握をしたいと思っているので後ほどご意見を伺いたい。
- ・ 5月21日から22日にかけて全国都市教育長協議会定期総会が山口県で開催される予定であっ

たが、来年度にそのまま延期・

- ・ 5月22日、青少年育成市民会議の常任理事会、8月の子どもクラブ球技大会の中止が決定。その他、各育成会の行事の在り方についても協議があり、子どもたちの体験的な活動、人々と地域の方々の触れ合いは可能な限り、各地区で協議をしながら進めていただきたい。
- 第22回のコロナ対策本部会議。6月1日からの施設開放についての確認。子どもの安全を地域で見守る会は中止。
- ・ 昨日、佐城教育長等協議会が開催されて、本日、定例教育委員会。
- ・ 6月1日から私は市長より辞令をもらって、教育長としてまた頑張っていきたい。
- ・ 6月5日からの議会は、一般質問は中止、閉会23日。

【意見・質問】

なし

7. 議事

第1 議決事項

【会議録】 教育委員会の会議録について（公開）

【意見・質問】

なし

【結果】

承認

第2 協議事項

【協議第1号】 令和2年度小城市内小中学校の学期及び夏季休業日の期日の変更について

【説明】

○**教育総務課長**

新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休校措置に伴い、授業時間が大幅に削減されており、授業時間の確保のため、小城市立小・中学校の管理及び運営に関する規則第5条第2項及び第6条第2項の規定により、市内の小・中学校長から下記のとおり今年度の学期及び夏季休業日の期日の変更要請があったため。

1学期は4月1日から8月31日までとしていたものを、変更後、4月1日から8月23日まで
2学期は9月1日から12月31日までとしていたものを、変更後は8月24日から12月31日まで
夏季休業日は令和2年7月21日から令和2年8月31日までとしていたものを、変更後、令和2年8月1日から8月23日までということで要請を受けている。

【意見・質問】

○**B委員**

校長会等を通して、現場の声をしっかり聞いて反映された案でございますので、これでよいのではと思います。

例年夏季休業中の8月6日、9日等に平和教育とか平和学習が展開をされていたが、そういうことはぜひやろうとか、そのような意見は校長会では出ませんでしたか。これは期間の問題ですけど、具体的にやっていただくでしょうね。

○**教育長**

夏季休業中については、小・中学校の校長先生方と協議をしながら詰めてきましたので、この調整につきましてはいいだろうと。ただ、休み中の8月6日、9日、例年は登校日として設けて教育、

学習をしているわけですが、このことについてはどうなのかというご意見。

○学校教育担当部長

夏季休業日が短縮になったことによる登校日の設定がまず出てくるかと思うが、そこまでの話は出ていない。ただ今年度、9日は日曜日のため、もし登校日として考えるとしたら、可能性としては6日の木曜日。そこにされるのか、その前の終業式あたりで事前にされるということも出てくるかも。それ以外の登校日についても、今回、休業期間が3週間ちょっとというふうに短くなっているため、各学校、登校日はどうされるのかについてはこれからの協議になってくるかと。まだ登校日をどうこうするという話は教育委員会のほうには上がってきていない。

○B委員

夏季休業中の登校日等は、学校の裁量でやるということですね。

○教育長

今、登校日で教育をするのか、そのまま前の段階で教育をするのか、平和教育の年間計画の中でも入っているところと入っていないところが各学校である。6日、9日というのは特別な日でもあるのでその教育の方法については校長会の中で協議していただいて、学校ではどういう取組をするかということを確認したいと思っている。

当然、6月の校長会の中にはこの話題が出てくると思う。平和教育の在り方、どういう形であるのか、登校日を設けてやるのか、それか、前もってやるのか、各学校の校長の判断で教育活動を展開していただきたいということで話題にはしていきたい。また夏休みの教室環境の問題等についても今後、エアコン、換気、感染防止対策については具体的にどうやっていくかということのを学校と協議していきたい。

○E委員

子どもたちが登校する変更後の日程は、13日のロスが入っているということですよ。このロスでこういう変更になっているということですよ。

○学校教育担当部長

今回の休校により授業時間数がかかなり減っている。その分夏休みを短くして授業時間を確保しようということ。

○E委員

今、子どもたちのモチベーションという観点から見たら、コロナが収まるのが前提ですけども、やっぱり連続してずっと行き続けるという状態が子どもたちのモチベーションも上がるのではと思う。でも、やっぱり状況を鑑みてのことなので、こういうところは非常に難しい問題だと思う。

○教育長

今、E委員のほうからあったのは、モチベーションという、42日間の夏休みを楽しみにしている子どもたちが当然いると、実際は、単純に13日の授業日をたまたまそのまま夏休みに確保したところがあるわけで、授業時数の関係上、調整は年間を通して可能。一番心配しているのは、今後長期の臨時休校、または水害等での臨時休校、コロナウイルス感染症ではなくインフルエンザでの臨時休校、いろんなことで学校が休みになる可能性があるということも含めて、小・中学校の校長先生方と協議をしながら、この日数はそのまま確保しながら、裁量を持って、余裕を持ちながら授業展開をしていきたいということでの確認で、この日になっているというのが現実。あとは子どもた

ちの体力、気候の環境の中で進めていくという形になる。給食も同じぐらいの規模の給食、給食日数も夏休みに確保しようというふうに考えている。

【結果】

承認

第3 報告事項

【報告第3号】 小城市教育委員会教育長職務代理者の指名について

【説明】

○教育総務課長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により指名したため、報告するもの。

○教育長

今回6月1日から私が改めて教育長として再任するが、引き続き大庭委員のほうに職務代理者としてお願いをしていきたいがよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【質問・意見】

なし

【結果】

了承

【報告第4号】 令和2年度「小城市の教育」について

【説明】

○教育総務課長

令和2年度の小城市教育の基本方針に基づき教育要覧「小城市の教育」を別紙のとおり作成している。この後、関係機関に配布を予定しているため報告するもの。

【質問・意見】

○B委員

この教育要覧は、合併してしばらくしてからできて引き続いている。本当に素晴らしい内容であるし、まとめ方であるし、私たち小城市教育に携わる者は、十分これをよりどころとしていける立派なものだと思う。

○D委員

質問ですが、26ページからの「相談・支援体制の充実」、グラフを見たときに、訪問面接が1年間ゼロ。本当にゼロだったんですね。ということは、各学校の状況がすごく落ち着いたものになっているということなのかなと思ったのですが、本当に訪問面接はゼロだったのかという質問。

○学校教育担当部長

訪問面接に関しては、確かに昨年度はゼロ件。私自身も確認済。実はここのところは毎年、非常に少ない件数になっている。電話、センターへの来所ということが非常に多い状況で、そこで対応して、来られるという場合が多いようである。こちらから行って面接という場面が非常に減ってきているという状況。

○E委員

13 ページの「教育財政」のところ、以前、教育長も小城市の教育費は非常に割合が高いとおっしゃいましたがけれども、これは歳出の約 10%。小城市の教育費というのはほかの市町に比べて充実されたものなのか。

○教育総務課長

小城市は合併したときから教育費はほかの市町に比べて非常に高い。近年はほかの市町も実際、教育費にお金をかけているので、以前よりはうちがトップレベルということではなくて、昔から変わらず充実しているということで、うちが県内で突出しているということではない。

○教育長

小城市の場合は保育幼稚園課も教育委員会の関連になるので、民生費の中に保育幼稚園課が入っているような形になる。それを含めたら、まあまあになります。

【結果】

了承

【報告第 5 号】 第 2 期小城市子ども・子育て支援事業計画について

【説明】

○教育総務課長

令和 2 年 3 月に第 2 期小城市子ども・子育て支援事業計画が策定されたため、報告するもの。

この計画書は、社会福祉課が主管となりまして作成。関係機関として教育委員会からは保育幼稚園課と教育総務課が参加。

○教育長

福祉のほうと連携・情報共有しながら進めていきたいというふうに考えている。

【質問・意見】

なし

【結果】

了承

【報告第 6 号】 令和 2 年第 1 回小城市議会臨時会における教育委員会所管議案について

【説明】

○教育総務課長

小城市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条第 3 項により報告するもの。

令和 2 年第 1 回小城市議会臨時会上程議案のうち教育委員会所管のもので、令和 2 年度小城市一般会計補正予算（第 2 号）のうち教育委員会所管予算を掲載。

表の右側に所管として表示しております「保」は保育幼稚園課、「総」は教育総務課でございます。

教育総務課の予算では、小学校費で教育振興費に新規としまして就学援助特別給付金事業として 190 万円を。また、中学校費教育振興費に就学援助特別給付金事業として 97 万 5,000 円を計上。これは、新型コロナウイルスの感染予防のために、緊急措置による学校の臨時休校の実施に際し、家計の負担増に対応するため、就学援助費を受けている準要保護者及び小城市特別支援教育就学奨励費支給規則において、就学援助を受ける者に対し、児童・生徒 1 人当たり 5,000 円を支給するもの。

○保育幼稚園課長

保育幼稚園課では、歳出の3款、民生費の事業名称のところ、保育所等整備補助事業 600 万円、市内の私立の就学前の施設、12 園に新型コロナウイルス感染防止対策のための備品の購入などの予算を計上。5 目の保育園費ということで、公立保育園の小城保育園保育事業、三里保育園保育事業、砥川保育園保育事業の各 50 万円につきましても、新型コロナウイルス感染防止対策として備品等の購入の予算を各 1 施設 50 万円計上。

歳入のほうについて、14 款の国庫補助金、先ほども私立の就学前の施設と、公立の 3 保育園に対しての 1 施設 50 万円で予算を計上しているが、その分の全額を国庫補助ということで 750 万円の歳入の補正を計上。

【意見・質問】

なし

【結果】

了承

【報告第 7 号】 小城市就学援助特別給付金支給要綱について

【説明】

○教育総務課長

補正予算計上の裏づけとなるもので、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るための緊急措置による学校の臨時休校の実施に際して、家計の負担増に対応するため、小城市就学援助特別給付金の支給に関する要綱を定めたので報告するもの。

【意見・質問】

なし

【結果】

了承

8 その他

(1) 新型コロナウイルスへの対応について

【説明】

○教育部長

6 月 1 日からの対応についてご説明。

放課後児童クラブについて、現在、家庭保育の協力を依頼。6 月 1 日からは、その家庭保育の依頼というものはしない。通常の入入れをしていく。

社会体育施設、学校施設の屋内、つまり体育館は、現在は市内在住者に限られているが、今後は県内在住者に広げていく。ただし、利用制限はあくまでも 1 人 3 平米で 100 人以下。かつ対外試合も県内までということで 6 月 1 日から許可をしたい。

社会体育施設、学校施設の屋外、グラウンドは、現在市内在住者。これも県内在住者に広げる。利用制限は、1 人当たり 3 平米で換算した人数を上限として、200 人以下。対外試合も県内は可。県外はまだご遠慮願うという形。

社会教育施設、文化施設、公民館等、桜城館等の施設は、現在は市内在住者だが、これも県内のほうに広げていく。利用制限も、1 人 3 平米で換算した人数を上限として 100 人以下ということで許可をしていきたい。

図書館は、現在、本の貸し借りのみを行っている。新聞、雑誌等の立ち読みの設置を 5 月 29 日、明日から開始。自動車図書館は、5 月 14 日から運用。館内での読書、勉強等は、しばらくの間は

まだご遠慮を願う。要するに、長時間同じところに滞在されることをちょっとご遠慮願いたいということで、図書館の内部では本の貸し借りと新聞、雑誌の立ち読みは、できるだけ短時間でお願いしますということを引き続き広報したい。

保育園・幼稚園については、現在のところまだ家庭保育の協力ができる方はお願いしますということを5月31日までお願いしている。6月1日からは、一応解除をしたい。

部活動・社会体育は現在、短時間の活動と、対外試合禁止であるが、効率よく活動をしていただくということと、対外試合はまず県内。佐賀県は県内大会に関しては、6月12日までは自粛。合宿、県外チームとの合同練習、試合も同じく自粛ということをお願いしたい。

展示等のイベントは、現在、入場制限、広報のほうも自粛。これについては、一応、入場制限をなくすけれども、入場者の名簿で受付の名簿を置きたい。広報については、まずは市報から広報していきたいと考えている。

○教育長

私のほうから追加で、先ほど協議事項で協議していただきました学期及び夏季休業日の期日の変更についての周知は、6月1日に保護者に周知というスケジュールで考えている。

【質問・意見】

○B委員

解除の波に浮かれて、ああ、もう大丈夫だというような気持ちにならないように。特に大人がそうすべきだと思います。子どもにそういう指導、教育をするためにも。解除に向かっているけれども、やっぱり基本は命だから、生活を守るということ、学校のほうも合わせて指導をしていくべきと思う。基本を忘れないように私たちは、子どもたち、親さんたちに接していくということが非常に大事だと思う。

○教育長

収束したわけではないので、しっかり学校教育、また社会教育で周知をしていきたい。

○D委員

5月14日から始まった学校、その中でいろんな対策を施してもこういうところで困っているとか、何かそういう声は教育委員会のほうに来ていませんか。

ある人から聞いたら、マスクしなさいと言ってもやっぱりこの暑さですぐマスクを外して言うこと聞かないもんねとか、そういう話も聞きます。現実、授業をしたり、休み時間があったり、給食の時間があったりする中で、各学校から、こんなことで困ったとかいう話は何か届いていないですか。

○学校教育担当部長

やっぱりこの状況下で子どもたちのストレスというか、心理的なものが非常に心配だなというのは今とても感じているところ。物で言うと、学校では消毒とか、そこら辺のところでは心配している学校が多くある。水害だとか、それから暑さに対してこのマスクをしての授業だとか、それが日々出てくる。クーラーを回したときに、どのように換気をするかというそういうところで、学校としてはそういう部分で悩んでいると思われます。全ての行事を基本的に後ろに回したが、大きな行事は後ろに来ていて、できるのかというのが学校側で出ておりますが、特段、教育委員会に子どもたちのそういう細かいことは上がってきていない。

○教育総務課長

教育総務課では、給食のトレー。自校式の場合は、そのまま調理室で毎日洗っていたが、給食センターの場合は、1週間に1回、センターに持ち帰っての洗浄になっていた。これを、このコロナ関連の対策で毎日持ち帰るように、持って帰って給食センターのほうで洗浄して各学校に届けるということをしている。

放課後児童クラブの現場からは、子どもたちに対して、3密を避けるというふうなことは結構酷というか。子どもはじゃれ合ったり、触れ合うことでやっぱりそこで生活をしていますので、そういったところが、現場のほうから悩ましいと。特に小さい子どもはマスクを外したがるということも聞いている。

○保育幼稚園課長

保育幼稚園課では特にありません。保育園のほうはずっと通常、開所をしていましたので、特に問題、課題は聞いていない。密になるような行事とかあるところを、今からどういうふうにしていくかというのを、園長会等で調整をしていきたい。

○D委員

手洗いとか、徹底して多分されていると思うので水道代が上がると思われる。これから暑くなるとエアコンもやっぱり使いたい。過去においては、教育委員会のほうから節電のためにいろんなことが来ていた。だけど、この状態の中では、やっぱり必要なものですから。手を洗う時間とか、回数とか、かなり多くなってくると思うので、必要なことはしっかり使ってもらえるように、よろしくお願ひしたい。

○教育部長

D委員のご指摘については、校長会のほうでもご意見がでている。我々としても、しっかりそこはバックアップをしていきたい。やれることはしっかりやる、節約するところはしっかり節約していただいた上で、しっかりフォローをしていきたい。

○教育長

学校生活の中で制限がかかると、その制限に対して、指導者は指示をしなければいけない、子どもたちのそういう状況、感染防止をしながらも人を育てないといけないので、学校教育、保育も含めてなかなか難しいところがある。はっきり言うと、感染防止対策をしながらでも向き合っていないといけない。やれることをしっかりやって、過度に感染が広がらないような対応をしながらも、それよりも、僕は大人の方々から子どもに感染して、感染が学校で広がらないことをどっちかという重要視したいなと思っている。大人が今しっかり行動を抑制して、子どもにしっかりと教育ができるような環境をつくってあげるような世の中にならないといけないのかなと思っている。

まだ数週間しかたっていないが、少しいらいらという状況が出てきているのは間違いないかなという気がする。しっかり各学校の状況も聞きながら、教育委員会として進めていきたい。

○B委員

やっぱり今からしばらくというか、学校の先生たちの力が必要な。家庭でストレスを抱えて、虐待を受けたり、それに近い厳しい生活をしている子が小城市内にいるかもしれない。だから、子ども一人一人を見守っていく意識を学校の先生に特にお願いしたいなど。ちょっとばかり気がかりだなというふうなところを、アンテナを高くして、学校で、また先生一人一人がそういう意識を強く持ってほしいと。

○F委員

臨時休校に入って心配されたのが、家庭内での親からの暴力であったり、いわゆる虐待、それからDV等も含めて当初心配されていた。小城市内の小学校、保育園、幼稚園、中学校も含めて、そういった報告があっているのかどうかをお尋ねしたいなと思いました。

○学校教育担当部長

先ほどF委員から言われているような事案は上がってきていないが、学校に出てきた状況で今少し子どもたちの状況が精神的にという部分はやっぱりあったりしている。そこは学校のほうから市教委のほうに連絡があって、学校のほうは福祉のほうに連携を取ったりして、また学校教育課のほうは学校に出向いてケース会議等に早速参加したりしている。早目に支援できる部分をやっていくというのが重要。先ほど虐待の話があったが、ネットによっては長い時間、そういうものを見たとかいうことで、そういう心配もある。実際そういうところにあるトラブルはなかったかという、実際ないことはなかった。それもすぐ対応しているので、大きなことにはならずに終わっている。

○保育幼稚園課長

園のほうからは、特に報告というのはいない。ただ、匿名の電話で、お母さんとか子どもさんのストレスというところで電話があったということが1件。

○教育長

虐待の状況というか、報告があるかないかということについては、コロナ関連ということでは限定できないが、通常の報告事項については上がってきている。情報は得ているが、家庭環境が必ずしも、この状況なので、いい方向でいくということはなかなか厳しいだろうと思っているので、各学校、また保育園、幼稚園での子どもの様子、保護者との連携でこれからしっかり見ていかなければいけないだろう。

○E委員

実際、私たちも目に見えないサイレントストレスにかかっているような気がする。社会的制限をしなきゃいけないところはちゃんとしなきゃいけない、大人も子どもも。逆に気持ちの制限までしてしまうと、子どもたちは本当にきつくなるので、想像力をかき立てるような、例えば本を読んで楽しい気分になるとか、想像力をかき立てるような教育を先生たちはしていただいて、いいことを各学校から発信していただければ、ちょっと和むかなと思う。

【結果】

了承

(2) 令和2年度園訪問計画について

【説明】

○保育幼稚園課長

今年度について、10月に4園の訪問を計画。10月6日にいわまつ保育園、民営化後初めての園訪問になり、今回は給食の試食を計画。10月19日は牛津ルーテルこども園、平成31年度に移転新設をされているので新しい園のほうへの訪問。10月19日、牛津ルーテルこども園の後に砥川みのり保育園、今年度4月に開園した保育園の見学会を計画に入れている。今回、コロナウイルスの関係で、内覧会ができなかったため、教育委員の皆さんにも園を見学していただけたら。10月21日については、小城保育園の訪問を計画している。

○教育長

予定通りこの園訪問についてはやっていきたいというふうに考えている。

【質問・意見】

なし

【結果】

了承

(3) 令和2年度学校訪問について

【説明】

○学校教育担当部長

東部教育事務所学校訪問については、今年度は中止。今年度、小城市の教育委員会の訪問あるが、以下のように行いたいと思っている。今回は訪問便覧なしの指導案なしで授業参観のみを行いたい。授業2コマ取って、ここで今日この時間はあっていますよということを時間割の中にお知らせをして、PTAの授業参観のような感じで委員さん方がそれぞれ自由にあっているところを見ていただく。

皆さん一緒に行くと、そのところが非常に集団になって、教室の中がさらに密になるので、自由に見ていただく時間を2コマ設けて参観していただくことを考えている。日程表、校舎配置図、教職員の写真については、委員の皆様には事前にはお伝えしたいと考えている。

帳簿指導等は、今年度は全ての学校、夏季休業中にする。教育委員の皆様は研究会等に参加は今年度はなし、校長と教育長との面談もそこについては後日、別の機会にするということを考えている。このことについては、東部教育事務所のほうにも連絡するので、東部のほうから指導主事等が参加する場合もあるかと思う。

既にもう5月21日に予定でした三日月中のところは過ぎていたので、学校のほうで調整して別の日に持っていきたい。また、特に2学期の学校行事等が偏ってきているため、もしかしたら学校の都合により訪問をずらすということもあり得るかと思う。その場合は事前にお伝えしたい。

○教育長

本年度、6校の東部教育事務所訪問は中止。市教委の訪問が主ということで、今提案した中身で訪問したらどうかということで、委員の皆様方のご意見を伺いたい。と

○学校教育担当部長

追加で、11月に三日月小学校が今年度学力向上の研究発表会、午後からそのところを例年行われることになっていたが、今年度は実施しないことを校長会で決められている。

また芦刈観瀾校が昨年度に引き続き学習指導要領の県の指定校になっているが、県は、研究発表会は、今年度は実施しなくてもよいと、全てこの研究校に当たっているが、授業参観のほうだけになるとういこと。

○教育長

学力向上研究会の発表会は、今年度の分は来年度に移行をする。三日月小中と岩松小学校、この3校の発表会については来年度の方向で進める。

【質問・意見】

○E委員

こういう中でも、こういう日程を取っていただいてありがたく思っている。このときしか子ども

たちと会うことができず、現場の雰囲気もつかむことができないので、こういう短縮の授業2コマでも参観できることを喜んでいる。

○F委員

全く何も指導がないまま、ただ見学ということで理解していいのでしょうか。

○学校教育担当部長

おっしゃるとおりでございます。

○B委員

今年度は非常に厳しい状況であるので、指導案をなしの状態、私たち行くわけですがけれども、参観と訪問は違うわけですね。訪問ですので、私たちもやはり見せてもらった以上は、それなりのまた助言なり感想なり、そういうものを書くわけですが、私は、指導案はやっぱり、書くことによって教師の力もついてくると思うし、指導案の内容が一体どんなものかというような、どういう意味を持っているかというようなこともまたこれから先、検証等で意見を、各学校でもお互いにしてもらえればいいのかと思っています。個人的には、落ち着いたら指導案は来年度からはしっかり書いていただいて、私たちも見る視点が分かりますものですから期待している。

○教育長

今、B委員のほうからあったように、学校訪問なので、教育委員会として意見、指導、助言ができるような学校訪問になると思う。今回は、コロナウイルスの感染の対応でこの訪問というか、指導案がなくてもいいですよと言っているのだから、当然、来年以降は通常の形に戻すし、指導案はないけれども、授業の展開については2時間コマを設けているので、委員の皆様方のご意見、ご指導があれば、そこは残していただいて、最終的に学校にお返しをするということについては、例年のごとくやりたいと思っている。意見、感想を含めて、ぜひお声を上げていただきたい。当然、今回は2コマの子どもたち、先生たちの関わり合いが中心になる参観になると思いますけれども、ポイントについては、気づき等はぜひ出していただきたいというふうには思っております。だから、訪問を中止したくなかった理由がそこにあります。例年のようなAグループとかBグループとか、決まった指導案で動くということ自体はない。

【結果】

了承

(4) 令和3年小城市成人式開催要項について

【説明】

○生涯学習課長

令和3年小城市成人式開催要項について、主催は小城市と小城市教育委員会。主管、いわゆる指導的な立場で仕事を行うところは生涯学習課の各公民館。

開催日時は、令和3年1月10日、3連休の中日、成人の日、11日の前日になります。受付開始を12時、開式を12時半から。会場は、例年同様。対象者は、平成12月4月2日から平成13年4月1日生まれの方。小城市に住所を有する方と、小城市内の学校に在籍して、また卒業した方で成人式に参加を希望される方。開催内容については、毎年の対象成人者が企画・運営委員会を組織して、公民館職員の支援を受け、企画と運営を行っている。教育委員の皆様は式へのご出席をお願いすることになる。ご出席する会場は12月の定例教育委員会で案内予定。

○生涯学習課長

民法の改正に伴う対応。令和4年4月から成人年齢が18歳に引き下げられる。実施の時期や在り方については、法律上の定めはなくて、各自治体の判断。小城市としても、それらを参考に対象年齢の方向性としまして、現時点では20歳、二十歳を想定している。このことに関しては、まだ確定ではない。市長とも方向性は共有しているが、まだ令和4年の先のことであるため、県内でも未定とか検討中が多いため、今後少しずつ情報収集を行い、提案をさせていただきたい。

○教育長

令和4年4月1日から民法が改正されて、成人が18歳になる。成人式ということになると、その成人の捉え方が18歳になるため、教育委員の皆様方のご意見を聞きながら話を進めていくと。

今の段階では、その対象を二十歳としていきたいという考え方を持っているということ。令和2年度の成人式と令和3年度の成人式はそのまま二十歳での成人式。令和4年度の成人式が、今のところ、その二十歳の集いみたいな形で考えているということ。これは教育委員会で教育委員の皆さんと話を進めていきたいと思う。

【質問・意見】

なし

【結果】

了承

(5) 令和2年度小城市民体育大会、小城市町民運動会について

【説明】

○生涯学習課長

市民体育大会は令和元年度までで第15回。県民体育大会については、令和元年度までで第72回。5月25日には全面解除となっているものの、市の考え方としては、コロナウイルスの収束の見通しが立たないということと、県内の状況としては、現在、4市1町が中止を決定。開催地である佐賀市も中止。ただ、県民体育大会につきましては、7月17日まで判断を待つこととなっておりますが、市民体育大会については、十分勘案したところ、第2波とか第3波を防止するために、集まる機会をつくらないということで、今回中止としたい。町民運動会に関しても、先ほど冒頭の教育長の説明にあったように、これまで30年度は台風で中止、そして昨年度は豪雨災害により、自粛をしている。ただ、運動会は特に子どもたちの参加が多いということで、児童等を取り巻く現状を鑑み中止ということ。この14日からは学校が再開をしているものの、市の考え方としては、先ほど同様収束の見通しが立たないということ。準備期間として選手を収集することに家庭とか地域の理解も得られないだろうということ。特に地域交流の機会は必要との認識を持っているが、子どもたちの教育面、あるいは高齢者を柱に考える必要があるということ踏まえて、判断させていただいた。

県内の現状に関して、9市に聴取をしたところ、やっぱり実施形態が様々であって、小学校と町の共同開催とか、自治会が主催している関係上、市のほうがなかなかそういった中止とかいう判断ができないという現状が聞かれている。令和元年度の各町の運動会は、大体子どもたちの参加割合がほぼ50%、半分以上超えているという現状。

【質問・意見】

○B委員

基本的には、いろんな角度から検討されておりますので、個人的には妥当だと思う。

○教育長

時期的な問題、または町民運動会の今後の在り方についても、今後考えなければならないが、今年度中止ということで進めてよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【結果】

了承

9. 次回定例教育委員会開催日程及び場所

◇定例会

【日 時】 6月25日（木） 午前9時30分～

【場 所】 小城市役所 西館2階 大会議室

10 議 事【非公開】

第1 議決事項

【会議録】

教育委員会の会議録について（非公開）

【承認】

【議案第5号】

令和2年第2回小城市議会定例会における教育委員会所管議案について

【承認】

第2 協議事項

【協議第2号】

就学援助（準要保護）の認定について

【了承】

第3 報告事項

【報告第8号】

令和元年度（平成31年度）一般財団法人小城市体育協会の経営状況について

【了承】

【報告第9号】

就学援助の認定について

【了承】

【報告第10号】

教育委員会事務局職員の休職について

【了承】

【報告第11号】

教育委員会事務局職員の復職について

【了承】